

対馬市観光振興推進計画策定業務仕様書

1 業務名称

対馬市観光振興推進計画策定業務

2 業務目的

対馬市では、観光振興を総合的かつ計画的に推進するため、「対馬市観光振興推進計画」を策定し、観光施策に取り組んできた。

近年、観光を取り巻く社会情勢や観光需要は大きく変化しており、国内観光客の動向やインバウンド観光の回復、持続可能な観光地域づくりへの対応など、新たな課題への対応が求められている。

このため、本業務は、本市の観光資源や観光を取り巻く現状及び課題を整理・分析するとともに、観光関係団体や市民の意見を踏まえながら、本市の観光振興の方向性及び具体的な施策を体系的に整理し、「対馬市観光振興推進計画」を策定することを目的とする。

3 業務場所

本業務の実施場所は、対馬市全域とする。

なお、業務の実施にあたっては、対馬市役所庁舎、観光関連施設、観光事業者等において調査、協議及びヒアリング等を行うことを想定する。

4 業務期間

契約の日から令和9年3月19日まで

5 業務内容

本業務は、対馬市観光振興推進計画の策定を効率的かつ効果的に進めるため、本市の観光を取り巻く現状や課題の整理・分析を行うとともに、計画策定に係る調査、検討及び取りまとめ等の業務を行うものである。

また、観光関係団体や市民の意見を踏まえながら、本市の観光振興の方向性及び具体的な施策を体系的に整理し、「対馬市観光振興推進計画」の策定を支援することを目的とする。

主な業務内容は以下のとおりである。なお、業務内容の詳細については、受注者からの提案を基に協議の上、決定するものとする。また、本業務の遂行にあたり必要と認められる場合は、追加調査等を実施するものとする。

(1) 対馬市を取り巻く観光動向の把握

国及び長崎県の観光施策、観光市場の動向、国内外の観光客の旅行動向等について整理し、本市の観光を取り巻く環境について把握するものとする。

また、近年の観光需要の変化や持続可能な観光地域づくりの動向等についても整理し、本市における観光振興の方向性の検討に資する基礎資料を作成するものとする。

(2) 既存計画の達成状況の検証・評価

現行の対馬市観光振興推進計画に基づく施策及び取組の実施状況について整理し、これまでの取組の成果及び課題について分析し検証・評価するものとする。

(3) 島内観光実態調査

対馬市内の観光資源、観光施設、宿泊施設、交通アクセス、観光ルート等について整理するとともに、観光客の来訪状況や観光利用の実態について調査を行い、本市の観光の現状を把握するものとする。

また、必要に応じて観光関係団体、観光事業者等へのヒアリングを実施し、観光振興における課題やニーズについて整理するものとする。

(4) 観光客マーケティング調査

観光客の属性、旅行目的、滞在時間、満足度、消費行動等について調査・分析を行い、本市を訪れる観光客の特徴や観光行動の傾向を把握するものとする。

また、国内観光客及び訪日外国人観光客それぞれの動向について整理し、本市の観光振興施策の検討に資する基礎資料を作成するものとする。

(5) 市民及び観光関係団体の意見収集

対馬市の観光振興の方向性を検討するにあたり、市民及び観光関係団体の意見を把握するため、ワークショップ等の手法により意見交換の場を設けるものとする。

ワークショップは業務期間中に3回程度の開催を想定するものとし、開催方法、対象者、内容等については発注者と協議の上決定する。また、ワークショップ等により得られた意見については整理・分析を行い、対馬市観光振興推進計画の策定に反映するものとする。

(6) 観光エリア特性の分析

対馬市は南北に広く、地域ごとに観光資源、観光客の動向及び観光の役割が異なることから、市内の地域特性を整理し、エリアごとの観光の特徴や可能性について分析するものとする。分析にあたっては、観光資源、観光施設、交通アクセス、観光客の動向等を整理し、地域ごとの観光の現状及び課題を把握するとともに、それぞれの地域特性を踏まえた観光振興の方向性について検討するものとする。

(7) 観光振興の現状及び課題の整理

現行の観光振興計画の評価、各種調査及び分析結果などを踏まえ、本市の観光振興における現状及び課題を整理するものとする。また、韓国人観光客の来訪が多い本市の特性を踏まえつつ、持続可能な観光振興のあり方について検討し、国内観光客の誘致や国境地域としての特性を活かした観光の可能性についても整理するものとする。

(8) 観光振興の基本方針の整理

本市の観光資源、地域特性、観光市場の動向等を踏まえ、本市の観光振興の基本的な方向性及び方針を整理するものとする。また、長崎県観光振興計画、第3次対馬市総合計画

その他の関連計画との整合を図りながら、本市の観光振興の基本方針を整理するものとする。

(9) 施策体系の整理

各種調査及び分析結果を踏まえ、観光振興に向けた施策の方向性及び具体的な取組について体系的に整理するものとする。また、施策の実施主体や役割分担、推進体制等についても整理するものとする。

(10) 対馬市観光振興推進計画の取りまとめ

これまでの調査、分析及び検討結果を踏まえ、本市の観光振興の方向性及び具体的施策を体系的に整理し、対馬市観光振興推進計画として取りまとめるものとする。

(11) 策定委員会の運営支援

対馬市観光振興推進計画策定委員会の開催にあたり、会議資料の作成、説明資料の作成、議事録の作成等、会議運営に必要な支援を行うものとする。

なお、策定委員会は業務期間中に3回程度の開催を想定する。

(12) 成果品

報告書類等については、意味不明、不完全又は曖昧な表現の記述をしないこととし、専門的又は特殊な法律・技術用語に関しては、用語解説又は注釈を付記すること。

納入後、本市において実施する成果品検査の結果、本仕様書記載の内容と異なる又は不足する場合は、受注者の責任において関連する項目を精査し、当該箇所の修正又は追加を行うこと。

本業務の報告書類等の成果品の一部又は全部をホームページに掲載するため、電子データの保存形式は、本市と協議の上、決定することとし、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

上記に十分注意し、本業務完了時に次の成果品を提出すること。

- ① 対馬市観光振興推進計画（A4版冊子製本）50部
- ② 対馬市観光振興推進計画概要版（A3版両面印刷・二つ折り加工）50部
- ③ 業務完了報告書 1式
- ④ 電子データ（USB等）2個
 - ・説明用パワーポイント資料
 - ・各種調査結果及び収集資料等
 - ・各種会議資料及び記録
 - ・その他、本業務において作成・使用した基礎データ等

6 注意事項

- (1) 受注者は、本業務の詳細について発注者と密に連絡をとり、十分な調整協議を実施し、業務目的を達成しなければならない。
- (2) 受注者は、本仕様書の内容及び本仕様書に定めのない事項について疑義がある場合は、速やかに発注者と協議の上、発注者の意図を十分に理解し、業務を遂行すること。
- (3) 受注者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務完了後においても同様とする。
- (4) 本業務により得られた成果品、資料、情報等は、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写及び漏えいしてはならない。
- (5) 業務完了後に受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (6) 成果品の管理及び権利の帰属は、全て発注者のものとし、発注者が承諾した場合を除き、受注者は成果品を公表してはならない。

7 参考資料

本業務の実施にあたり、次の資料を参考として提供する。

- ① 対馬市観光振興推進計画（令和4年3月策定）
- ② 令和7年度対馬観光満足度調査結果
- ③ 長崎県観光振興計画
- ④ 第3次対馬市総合計画
- ⑤ その他、本市が保有する観光関連資料

※必要に応じて追加資料を提供する。